

いじめ対応マニュアル[自校版]

令和3年12月改定

新潟県立十日町高等学校
松之山分校

1 アンケートからの訴えへの対応

① アンケート用紙の配付・回収



② 複数の教職員によるダブルチェック

[担任、副任他]

- a アンケート用紙の回収当日に必ず内容を確認する
- b 訴えや疑いのあるものを確認する
- c アンケート用紙はすべて管理職に提出



③ 訴えや疑いを把握・聴き取り…学年で情報を共有
※聴き取りは速やかに。「生徒指導メモ」に記録
→チェック項目の聴き取りを忘れないため!



④ 教頭、いじめ対策推進教員に報告



⑤ 校長による第1次判断 → 対応の指示

未然防止のための取り組み

◆アンケートの作成、実施方法の検討

- ・ 記名式・無記名式、実施場所(学校または自宅)等を工夫する。
- ・ あらかじめアンケート実施後の対応を考えておく。

2 ネットいじめの訴えや情報提供の対応

- ① 生徒や保護者からの情報提供
 - a 情報提供者からの聴き取り
→「生徒指導メモ」に記録する。
※チェック項目の聴き取りを忘れないため！
 - b ネットトラブル状況の確認
→証拠画面の保存

- ② 訴えや疑いを把握…学年で情報を共有

- ③ 教頭、いじめ対策推進教員に報告

- ④ 校長による第1次判断→対応の指示

未然防止のための取り組み

- a ネットいじめに関する研修会の企画
 - ・ SNS教育プログラムの教職員への周知、研修の実施。
 - ・ 保護者への啓発活動 … P T A 総会等の機会。
- b 情報モラルについて指導する
 - ・ 学級や全体集会等で個人情報に関する指導を行う。
 - ・ SNS教育プログラムの実施。
 - ・ 情報教科、公民教科等での指導。
 - ・ 保護者への注意喚起。

3 教職員が発見したいじめへの対応

- ① いじめの疑いのある行為や生徒の様子、変化への気づき
 - a 気になる生徒に声をかけ、様子を把握する。
 - b 暴力行為が見られる場合、即、止める。
 - c 教育環境(掲示物、下駄箱、ロッカー、机等)や、持ち物へのいたずらは写真を撮るなどして記録する。



- ② 訴えや疑いを把握・聴き取り…学年で情報を共有
「生徒指導メモ」に記録
※チェック項目の聴き取りを忘れないため！



- ③ 教頭、いじめ対策推進教員に報告



- ④ 校長による第1次判断→対応の指示

未然防止のための取り組み

- a 生徒理解の研修の企画
 - ・年度始めのサポート事業で、全職員で全学年の生徒指導等に関する情報を確認する。
- b ハイリスクや特性のある生徒、悩みを抱える生徒を把握する。
 - ・スクールカウンセラーの全生徒面談実施。
 - ・「生徒の行動の記録」の入力、活用。
 - ・保健室(養護教諭)からの情報の共有。

4 本人・保護者からの訴えや相談の対応

- ① 生徒本人や保護者からの訴えや相談
・聴き取り…「生徒指導メモ」に記録。
※チェック項目の聴き取りを忘れないため!

- ② 訴えや疑いを把握…学年で情報を共有

- ③ 教頭、いじめ対策推進教員に報告

- ④ 校長による第1次判断→対応の指示

未然防止のための取り組み

- a 相談体制の整備
・スクールカウンセラーや臨床心理士との連携、周知。
- b 「学校のいじめ相談担当の窓口」を周知
「各種相談窓口」及び「いじめSOSポスト」を周知。

生徒指導対応記録

< 聴き取り用紙 >
(第1次判断含む)

報告日 年 月 日 【作成者： 〇〇〇〇】				
校長	教頭	推進教員	担任	作成者

在籍番号		年・組		氏名	
対応方法	面談 ・ 家庭訪問 ・ 電話 ・ その他 (〇〇〇)				
日時	年 月 日 (〇) AM / PM : ~ :				
場所		対応者			

	チェックリスト
	<input type="checkbox"/> いつ <input type="checkbox"/> どこで <input type="checkbox"/> 誰が <input type="checkbox"/> 誰に <input type="checkbox"/> どのように <input type="checkbox"/> 何をした (何をされた) <input type="checkbox"/> どのくらい (期間) <input type="checkbox"/> なぜ <input type="checkbox"/> 他に状況を確認できる生徒の有無 <input type="checkbox"/> 聴き取り生徒の状態 <input type="checkbox"/> その他 (友人関係・要望等)

*確認した内容にチェックを入れる。

第1次判断： 年 月 日 校長 印

第1次判断	いじめの 疑いあり / 疑いなし
判断の理由	
対応・指示	

*上記の欄は、管理職が校長の指導事項等として記録する。

第1次判断記録

関係する人間関係に留意して「いじめ」に該当するか否かを管理職が第1次判断を行う。

報告日 年 月 日 【作成者： 】				
校長	教頭	推進教員	担任	作成者

【概要】

被害生徒	年 氏名	男・女	部	中卒
加害生徒	年 氏名	男・女	部	中卒
関係生徒	年 氏名	男・女	部	中卒
問題行動態様				
発生期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
概要 (詳細は別紙参照) *家庭環境調査票参照	< いつ、誰が、誰に対して、どのようなことを(どの程度)、行ったか >			

【第1次判断】

いじめの疑い	疑いあり / 疑いなし
判断の理由	

*いじめの疑いがあれば、いじめ対策組織会議を招集し、組織として認知の判断

【対応・指示内容】 (校長の指導事項等)

--

第1回
学校いじめ
対策組織会議録

年 月 日 【作成者： 〇〇〇】			
校長	教頭	担任	推進教員

開催日時	
場 所	
出席者	

【概要】

被害生徒	年 氏名	男・女	部	中卒
加害生徒	年 氏名	男・女	部	中卒
関係生徒	年 氏名	男・女	部	中卒
問題行動態様				
発生期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
概 要 (詳細は別紙参照) *家庭環境調査票参照	< いつ、誰が、誰に対して、どのようなことを (どの程度)、行ったか >			

【支援・指導の経緯】 (第1次判断以降の初期対応の記録)

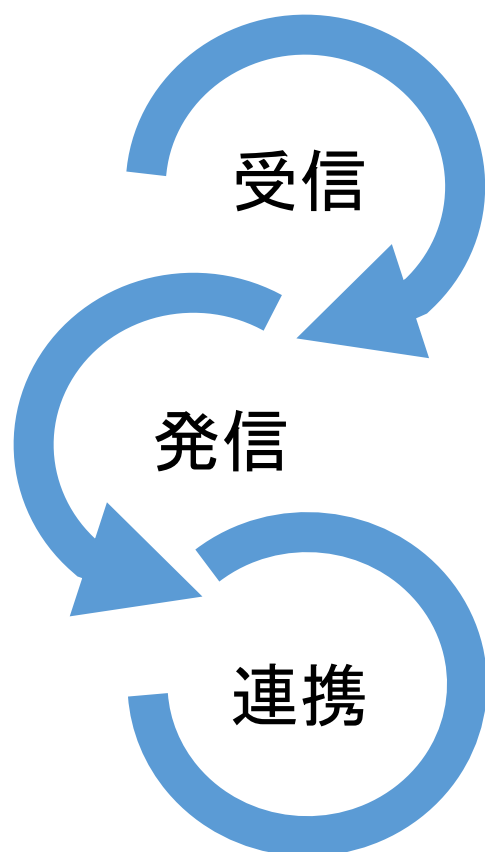
月 日 ()	被害生徒 (保護者) に対して	加害生徒 (保護者) に対して

【いじめの認知判断】

いじめの認知	認知する / 認知しない
	作成日 年 月 日 【記録者： 〇〇〇】

保護者連携チェックリスト

いじめ対応の保護者連携で大切なのは、face to face！
早く解決することではなく、早く対応を始めて、丁寧に指導し、
連絡を密にすることで、保護者との信頼関係を深めること！
～全ては、生徒が安全・安心で充実した学校生活を送るため～



既存のマニュアルで対応

【初期対応】

- ・ 生徒や保護者からの訴えや相談
- ・ 教職員の発見
- ・ アンケートからの訴え 等の受け止め

【保護者への1報、2報段階】

- ・ 電話での1報や最初の家庭訪問、保護者の来航時の対応

新たに作成するチェックリストで対応
・ 被害生徒の保護者との連携の初期対応

【第1次判断後（認知～解消）】

- ・ 生徒からの聴き取り等の解消に向けて、対処中における保護者との連携・協力

新たに作成するチェックリストで対応
・ 被害生徒の保護者との連携
・ 加害生徒の保護者との連携

生徒から被害の訴え（アンケート記載含む）があった時

—初期対応—

1 報

- ・被害を訴えた生徒が在校の段階 → 電話

2 報

- ・生徒が帰宅した段階 → 電話、家庭訪問

続報

- ・関係、加害生徒からの聴き取りに着手する段階
→ 電話、家庭訪問や保護者の来校による面談

【被害を訴えてきた生徒の保護者への1報：被害を訴えた生徒が在校している段階】

- 「落ち着いています」「保健室で休ませています」等、現在の生徒の状態についてまずは、電話で一報を入れる。
- 「よく話してくれました。（アンケートに記載がありました。）詳細については、後ほど家庭訪問（電話）でお伝えします」（詳細について面談で伝える約束をする）

【2報：被害生徒が帰宅した段階】

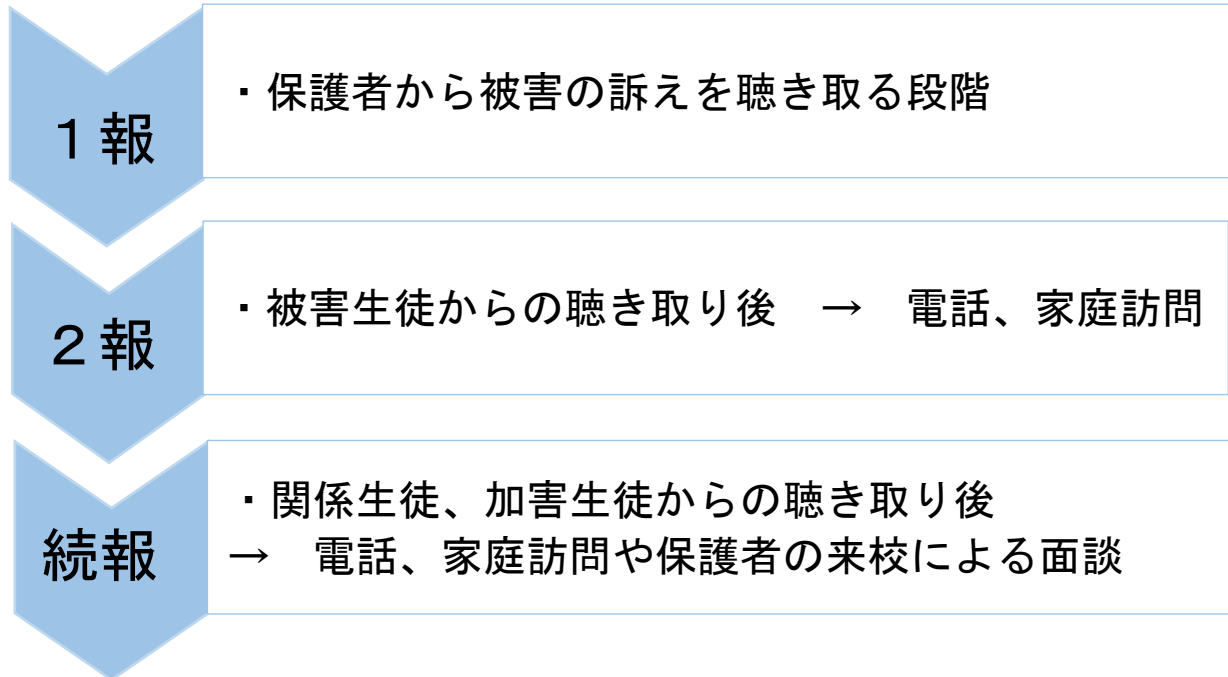
- 「よく話してくれました。相談してくれてありがたかったです」（感謝）
- 「つらかったと思います」（共感）
- 「〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束）
- 「家の人に伝えることを本人に了解をとったうえで連絡しています」
- 「家の人には言わないで」と本人は言っているのですが、
 - ① 心配である
 - ② 命にかかわる
 - ③ 24時間見守ることができないから「保護者に伝えます」

【続報：関係生徒、加害生徒からの聴き取りに着手する段階】

- 関係生徒、加害生徒からの聴き取りを始めることに対して、被害を訴えた生徒自身の要望を伝える。「本人はこう（OK・NO）言っています」
場合によっては保護者に理解を促すよう協力を依頼する。
- 「被害を訴えている生徒を守る」「秘密を守る」ことを伝え、不安を取り除く。
- 調査にあたっての要望を聴き取る。
- 事実確認のためにSNS等のデータを保存したいことを伝える。

保護者から被害の訴えがあった時

— 初期対応 —



【被害を訴えてきた保護者からの被害を聴き取る段階】

- 「ご心配をおかけしまして、申し訳ございません」（謝罪）
- （被害生徒が在校の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いたうえで、対応させていただきます。また、後ほどご連絡いたします」など
- （被害生徒が欠席の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いたうえで、対応させていただきます。直接、本人から話を聴きたいのですが、会うことができますか」など

【被害を訴えてきた保護者への1報：被害生徒本人からの聴き取り後】

- 「本人からも話を聴きました。つらかったと思います」（共感）
- 「よく話してくれました。相談してくれてありがたかったです」（感謝）
- 「〇〇と本人は言っています」と生徒から聴き取った言葉を用いて伝える
- 「〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束）

【続報：関係生徒、加害生徒からの聴き取り後】

<面談対応>

- 「本人から話（学校で伝えた内容）を聴きましたか。確認の意味で、私からもお伝えします」「家での様子はどうですか」
- 「私と〇〇先生が聴き取りをしました」誰が聴き取りをしたのかを伝える。
- 「今後、学校として～のように対応していきますが、よろしいでしょうか」学校の対応や指導に対しての保護者の意向を確認する。
- 加害生徒への指導、集団に対する指導についての要望を聴き取る。
- 連絡の最後に、家庭での見守りを依頼する。

〔被害生徒の保護者連携の基本〕

- * いじめを訴えた保護者にとって、学校が対応しているのかわからないことが不安である。
- * 現在、学校が把握している客観的事実のみを伝えるようにする。（推測や解釈は×）
- * 事実確認等に時間を要する場合には、途中経過（「〇〇については確認できました」）や、現在の対応を伝え、保護者に学校の対応が分かるようにする。
- * 生徒からの聴き取りや指導に対して、保護者から誤解や不信感を抱かれないように、直接面談して説明するようにする。

いじめの認知から解消までの 保護者連携 （支援・指導）

【被害生徒の保護者に対して】

- 学校での生徒の様子や指導経過等を伝えるとともに、家庭での見守りを継続することを依頼し、信頼関係を深める。
- いじめの解消まで、見守り続けることを伝えるとともに、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことを伝える。

【加害生徒の保護者に対して】

- 「本人から話（学校で伝えた内容）を聴きましたか。確認の意味で、私からもお伝えします」「家での様子はどうか」
- 「私と〇〇先生が聴き取りをしました」誰が聴き取りをしたのかを伝える。
- 教師の主観が入らないように、聴き取りをした際に生徒の語った言葉で伝える。
- 「今後、学校として～のように指導していきま す」等、今後の指導内容を説明した上で、加害生徒の成長に主眼を置いて 指導していくことへの協力をお願いする。
- 学校での生徒の様子や指導経過等とともに、家庭での様子を確認する。特別な指導を要する場合には、来校していただき説明する。
- いじめの解消まで、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことをとおして、生徒の成長の（社会性を育む）ために協力していくことを伝える。
- 被害生徒への謝罪等について相談する。
- 対応時の最後に、家庭での見守りを依頼する。

【加害生徒の保護者連携の基本】

- * 連絡は電話で、説明は面談で行うことで、誤解や不信感を抱かれないようにする。
- * 加害生徒の保護者を責めるのではなく、加害生徒のことを心配する気持ちが伝わるようにして、協力関係が結べるように話し合いを進める。
- * 加害生徒が行為に至った心情を理解（共感）しつつも、許されない行為であること説明する。また、悪意がなくても被害生徒は 傷ついていることからその対応への協力を依頼する。
- * 場合によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。

保護者連携の電話対応のポイント

いじめ事案の保護者対応は、電話で用件を伝えて終わらせるのではなく、面談の約束（伺い）までする。

- ★ 原則として担任が保護者に電話連絡をする。また、連絡者の脇に学年主任等が待機している状況が望ましい。
- ★ 日頃の保護者への電話連絡や対応は担任が行っているが、いじめ事案に関しては、状況に応じて、学年主任やいじめ対策推進教員、管理職等が保護者に対応し、保護者の意向や願いを丁寧に聴き取ること。
- ★ 保護者への電話連絡の際には、伝えなくてはならないことを書き出しておくこと。また、管理職は内容を把握しておくこと。
- ★ 教職員が情報共有しておくこと。保護者からの電話での問い合わせや面談時に、「話を聞いていない」「知らない」と返答して、学校に対する不信感を生まないようにすること。

保護者連携の面談対応のポイント

いじめ事案の保護者対応は、保護者の話を丁寧に聴き、願いや気持ちを理解し、保護者と一緒に対処していこうとする姿勢から始める。

- ★ 家庭訪問を連絡したり、来校を依頼したりする段階から、保護者と協力関係を結ぶ配慮は始まっている。
- ★ 校内での面談の場所の設定や、誰が対応するのかにも学校の姿勢が表れる。他の教師や生徒が出入りするような場所や、他者の視線が気になるような場所で面談をしない。担任や学年主任が面談に臨む場合でも、はじめに管理職が同席して挨拶をすることが望ましい。
- ★ 家庭訪問時の第一声は、受け入れていただいたことへの感謝の言葉を発すること。
- ★ 保護者の来校時の第一声は、出向いてくれたことへの感謝とねぎらいの言葉を発すること。
- ★ 保護者の考えや気持ちを十分に聴くこと。
- ★ 当面の目標や取組を明らかにして、次回までの見通しをもつこと。